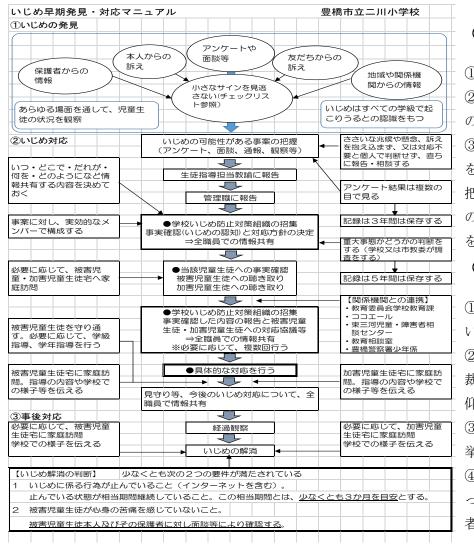
12月16日に「いじめ防止対策委員会全体会」を開催し、いじめに対する一連の対応については「いじめ防止基本方針」(HP掲載)を再度確認しました。共通理解は以下の通りです。



## (1) いじめへの対応について(担任)

- ①基本方針をもとに共通理解を図る。
- ②迅速な対応(報告・相談・対応方法の確認)
- ③日常的な取り組み(担任がアンテナを高くして気づく。生活アンケートで把握。保護者と連絡を取りながら、その子の背景を知る。温かい学級づくりを進める。)

## (2)学校の対応として(システム)

- ①些細なことでもいじめとして挙げて いく。
- ②重篤なものや軽重に関係なく,担任 裁量で行わず,四役に報告し,指導を 仰ぐ。
- ③必ず, 市教委へいじめとして報告を 挙げていく。
- ④問題解決で終わりにせず、その後もしっかりと見守り、被害者・加害者の保護者に様子を伝えていく。

## 全職員で学級・学年サポートをする際には、以下のような取り組みをしています。

<学年・学級サポート体制>

- ①教頭と教務・校務主任が毎日2~3時間ずつ授業補助に入ってサポート
- ②各担任を週1時間割振り、授業サポート
- ③スクールカウンセラーや特別支援アドバイザーを招聘し、授業参観を通して助言を受ける
- ④校長面談による指導・助言
- ・子どもの特性を把握し、その子にあった支援のあり方について
- ・担任の子どもたちとの関わりかたについて
- ・学級づくりのすすめ方について (子どもたちの自浄力を高めるための手だて)
- ・担任の授業改善について

## <個別支援>

- ①学級に入れない子,出て行ってしまう子に対しての指導。この子たちの困り感に寄り添って,適宜,教頭や生活サポート主任,支援員が対応。
- ②適応ができていない子については、家庭と密に連絡を取り合い、様子を伝えながら改善を図る。
- ③必要に応じて、親や子どもがカウンセリングを受けたり、医療機関を受診したりしながら専門家の助言を 受けて、よりその子に合った支援を試みている。
  - ★2月に学校公開日を3日間設定しました。ふだんのお子さんの様子や学校の様子をご覧ください。